

# 茨木北スポーツクラブ・オーク規約

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この団体は、茨木北スポーツクラブ・オーク（以下「クラブ」という）と称し、事務局は「茨木市立福井市民体育館内」に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 このクラブは、スポーツ・文化活動を通じて、子どもから高齢者等地域住民の健康増進と世代を超えた交流を促進するとともに、次代を担う子ども達の健全な育成を図り、茨木北部地域の「温かく活力あふれるまちづくり」に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 このクラブは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ・文化に関するスクール・サークルの設置・運営
- (2) 各種研修会や講習会の開催
- (3) 各種大会やイベントの開催
- (4) クラブに関する広報活動
- (5) その他、クラブの目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(会員の種類)

第4条 このクラブの会員は、次のものとする。

- (1) 会員：このクラブの目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会の議決権を有する。
- (2) ジュニア会員：このクラブの目的に賛同して入会した中学生以下の者
- (3) 賛助会員：このクラブの目的に賛同し賛助する個人及び団体

(入会)

第5条 会員の入会については、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 原則として、茨木市内に在住または通勤・通学し、クラブの目的に賛同する者。
- (2) クラブの定める規約等を遵守する者。
- 2 入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。
- 3 入会した会員には、会員証を交付する。

(入会金及びクラブ登録費等)

第6条 会員は、入会申し込み時に「茨木北スポーツクラブ・オーク入会金及びクラブ登録費等に関する規定（以下、規定という）」に定める入会金を納入しなければならない。

第7条 会員は、規定に定めるクラブ登録費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに当たったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 会員本人が死亡したとき、及び会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに当たったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) クラブの名誉を傷つける行為や目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 納入された入会金・クラブ登録費及びその他の拠出金は、原則として返還しない。

## 第4章 組織

(役員)

第12条 本クラブに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 運営委員 10名以上
- (6) クラブマネージャー・サブマネージャー

2 前項の役員のほか、必要に応じて顧問・参与を置くことができる。

(役員を選出)

第13条 役員は、運営委員会で選出し、総会において承認を得る。

(役員職務)

第14条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、クラブを代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、クラブの事務を統括する。
- (4) 会計は、クラブの会計を処理し、決算及び会計報告に関する任務にあたる。
- (5) 運営委員は、クラブの会務を分担する。

(役員任期)

第15条 役員任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、会員のなかから会長が推薦し、運営委員会の承認を得る。但し、任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 会議

(会議)

第16条 本クラブの会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 三役・部会長会
- (4) 専門部会

(総会)

第17条 総会は、本クラブの最高議決機関であり、20歳以上の正会員をもって構成し、会長がこれを召集する。通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要請があったときに開催する。

2 総会の議長は、出席した会員のなかから選出する。

3 総会は、次の事項について決議する。

- (1) クラブの基本方針に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び報告に関すること
- (4) 予算及び決算に関すること
- (5) 役員に関すること
- (6) 会費等に関すること
- (7) その他、クラブの運営に関すること。

(定足数及び議決)

第18条 総会は、委任状の出席を含め構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(運営委員会)

第19条 運営委員会は、本クラブの執行機関であり、会長・副会長・事務局長・会計・運営委員他をもって構成する。運営委員会は、必要に応じ会長が召集する。

2 運営委員会は、総会で議決された事項及びクラブ運営のために会長が必要と認めた事項について審議・決定する。

#### (三役・部会長会)

第20条 三役・部会長会は、会長・副会長・事務局長・事業部長・広報部長をもって構成する。三役・部会長会は、会長が必要とみなしたとき、または緊急を要するときに会長が召集する。

#### (専門部会)

第21条 本クラブに、次の部会を置く。

- (1) 事業部会
- (2) 広報部会
- (3) 専門部会

2 各部会は、部会長1名・副部会長1名を運営委員のなかから互選し、運営委員10名をもって構成する。

3 各部会は、事業を企画・立案し運営委員会の了解を得て実施にあたる。

### 第6章 会計及び監査

#### (会計年度)

第22条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

#### (資金)

第23条 クラブの資金は、次のものとする。

- (1) クラブ登録費
- (2) 事業等による収入
- (3) スポーツ振興くじ助成事業からの助成金
- (4) 賛助金・寄付金・協賛金
- (5) その他

#### (予算及び決算)

第24条 クラブの予算は総会の議決によって定め、決算は総会の承認を得なければならない。

#### (会計監査)

第25条 本クラブに、会計監査2名を置く。会計監査は、総会において正会員（役員は除く）のなかから選出する。

2 会計監査は、当該年度の会計を監査し、総会にその結果を報告する。

3 会計監査の任期は、役員に準ずるものとする。

### 第7章 事故の責任

#### (自己の責任)

第26条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの管理責任者または指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

2 前項に違反して行動した結果において、盗難・傷害等の事故が発生しても、クラブ及び管理責任者・指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

#### (保険の加入)

第27条 会員は、クラブが指定する保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害については、保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

2 クラブが指定する保険に未加入の者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わない。

### 第8章 細則

#### (細則)

第28条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の議決によって定める。

#### (規約の改正)

第29条 本規約の改正は、運営委員会において行い、総数の過半数の賛成を必要とする。

### 附 則

1. 本規約は、平成25年2月24日から施行する。